

一橋大学附属図書館貴重資料及び 準貴重資料の指定基準

平成 11 年 2 月 17 日 附属図書館委員会承認

平成 12 年 5 月 31 日改正 附属図書館委員会承認

平成 20 年 10 月 29 日改正 附属図書館委員会承認

(趣旨)

第 1 一橋大学附属図書館における貴重資料及び準貴重資料の指定に関しては、他に別段の定めがあるもののほか、この基準の定めるところによる。

(貴重資料の指定)

第 2 貴重資料の指定は、第 3 項に掲げる基準に該当することが明らかなものは、附属図書館長(以下「館長」という。)がこれを行う。

2 前号に該当しないものについては、附属図書館委員会の議を経て館長が指定する。ただし、館長が必要と認めるときは、社会科学古典資料センター運営委員会の議を経るものとする。

3 前 2 号の規定は、指定の解除において準用する。

(貴重資料の指定基準)

第 3 貴重資料の指定基準は次に掲げるとおりとする。

(1) 洋資料

ア 刊本・写本

(a) 1850 年以前に刊行または書写された資料

(b) 1851 年以降に刊行または書写された資料のうち、特に希少価値・資料的価値が高いと認められるもの

イ 次に掲げるコレクション

(a) メンガー文庫

- (b) ギールケ文庫
- (c) フランクリン文庫
- (d) 左右田文庫
- (e) ベルンシュタイン・スヴァーリン文庫

ウ 手稿・文書・記録類のうち、資料的・学術的価値が高いと認められるもの

(2) 和資料

ア 刊本・写本

- (a) 1868(慶応4)年以前に刊行または書写された資料
- (b) 1868(明治元)年以降に刊行または書写された資料のうち、特に希少価値・資料的価値が高いと認められるもの

イ 幸田文庫

ウ 手稿・文書・記録類のうち、資料的・学術的価値が高いと認められるもの

(3) 漢籍(和刻本を含む)

ア 刊本・写本

- (a) 1644年(明代)以前に刊行または書写された資料
- (b) 1644年～1911年(清代)に刊行または書写された資料のうち、特に希少価値・資料的価値が高いと認められるもの

イ 手稿・文書・記録類のうち、資料的・学術的価値が高いと認められるもの

(4) その他館長が必要と認めたもの

第4 前項(1)ア及び(2)アに該当するもののうち、複数部からなり、かつ、前項の基準年の前後にわたって刊行・作成・書写された資料については、原則として貴重資料としない。

(準貴重資料)

第5 次の各号の一に該当するもののうち、貴重資料の指定基準にいたらないものを準貴重資料とする。

- ア 写真・フィルム・図画・地図その他非図書資料のうち、資料的・学術的価値が高いと認められるもの
- イ 特定の集書として、一括して取り扱うことにより、資料的価値が生ずるもの
- ウ 補充が困難であり、資料の状態が悪く、かつ、資料的・学術的価値の高いと認められるもの
- エ 装丁、印刷又は製本構造上で、特に資料的・文化的価値が高いと認められるもの
- オ その他館長が必要と認めたもの

(貴重資料等の取扱い)

第6 貴重資料及び準貴重資料の取扱いについては、別に定めるものとする。